

中国税務速報

2021年8月18日

1. 市場監督管理総局 国家税務総局 簡易抹消に関する更なる簡便化 中小企業の市場からの撤退に係る利便性の向上に関する通知

中小企業および個人事業主の登録抹消を更に簡便化させるため、2021年7月30日、市場監督管理総局及び国家税務総局は、簡易抹消手続をさらに改善し、中小企業の市場からの撤退の利便性の向上に関する通知を公表しました。当該通知では、簡易抹消の適用範囲を拡大し、個人事業主に対し簡易抹消を実施するとともに、簡易抹消に係る公開期間を短縮することを明確にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5167535/content.html>

2. 財政部 税務総局 鋼鉄製品の輸出税還付の撤廃に関する公告

中国財政部及び国家税務総局は2021年7月28日、鋼鉄製品の輸出税還付の撤廃に関する公告について発表しました。2021年8月1日より、亜鉛メッキ鋼板、ケイ素鋼板、合金鉄、コイル、レール、鋼管など23種類の鉄鋼製品の輸出税還付は撤廃となります。

また、鋼鉄業の構造転換・高度化・高品質化を促進するため、国務院及び関税委員会は2021年7月29日に決定を出し、2021年8月1日から一部の鋼鉄製品の輸出関税をさらに調整し、高純度銑鉄の輸出関税を20%に、クロム鉄の輸出関税を40%に引き上げることを明らかにしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n377/c5167237/content.html>

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-07/29/content_5628265.html

3. 国家税務総局 国内APAの簡素化手続の適用に関連する公告

ビジネス環境を最適化し、税務当局と企業の協力を促進するために、中国国家税務総局は、2021年7月26日、国内APA（APA：移転価格事前確認制度）の簡素化された手続の適用に関する事項を発表しました。この公告により、国内APA手続が、申請審査、交渉・署名、監理・実行という3段階に簡素化され、国内APAの効率性がさらに向上します。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5167276/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5167283/content.html>

4. 国家税務総局 増値税、消費税及び付加税申告書の統合化に関する公告

中国国家税務総局は、納税者及び申告者の申告負担を効果的に軽減するため、2021年7月9日に申告書の統合に関する公告を発表しました。公告により、2021年8月1日から、増値税及び消費税は、地方教育付加、教育費付加、地方教育付加の申告書に統合されることとなります。海南、陝西、大連、アモイでの試験的实施に基づき、2021年8月1日から増値税、消費税及び付加税申告書の統合が全国で実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5166427/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5166430/content.html>

5. 税務総局 企業の税還付の効率を向上させるための一連の取り組み

税務分野における「放管服」改革（※）を引き続き深化させるため、国家税務総局は、税務手続の簡素化、申告書の合理化、還付審査機能のインテリジェンス化など一連の輸出税還付サービスの取り組みを開始しました。この取り組みにより、輸出企業に対するサービスを中心に、税収ビッグデータを活用したスマートな税還付システムを徐々に構築していくことを目指します。事前の試験に基づき、2021年6月30日に全国で開始され、輸出企業の税還付負担がさらに軽減され、対外貿易市場の主体により良いサービスを提供し、高品質の発展に寄与することになります。

（※「放」は、地方分権、市場参入の敷居を引下げること。「管」は、公正な監督と公平な競争を促すこと。「服」は、効率的なサービスと便利なビジネス環境を作ること。）

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810724/c5166119/content.html>

6. 税務総局 税務サービスの更なる最適化のための特定の税務証明事項に関する通知承認制度

税務及びビジネス環境を継続的に最適化するために、中国国家税务总局は2021年6月30日に公告を発表し、2021年7月1日から全国の6つの税務証明事項について通知承認制度を実施します。具体的には、企業の外国所得税控除の申告やみなし外国税額控除の申告に必要な監査報告書などの添付資料、非居住者企業の持分譲渡時の特殊税務処理に必要な関連部門の持分変更の承認に係る証明資料について、通知承認制度が適用されることとなります。

本公告は2021年7月1日から施行されています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5166619/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5166618/content.html>